

教 職 第 3 8 9 号
令和2年6月30日

各市町村立小・中・義務教育学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

会計年度任用学校職員に係る期末手当について（通知）

日頃から給与等の適正な支給について、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されました。これに伴い、会計年度任用学校職員も期末手当の支給対象となり、令和2年6月30日に期末手当を支給したところです。

つきましては、会計年度任用学校職員が配置されている学校におかれましては、下記のとおり期末手当期間率の確認をお願いいたします。

記

1 期末手当支給対象職員について

原則として、一会計年度における任期が6か月以上で、基準日に在職する者が支給対象となります。（下記①②のいずれかに該当する者が支給対象となります。）

なお、6月期末手当の基準日は、6月1日です。

① 基準日時点で、

- ・ 同一会計年度における任期が6か月以上の者
- ・ 同一会計年度における任期が6か月以上と見込まれている者

【例】 R02. 04. 05 ～ R02. 09. 30 任期が6か月未満のため支給対象外

R02. 05. 03 ～ R03. 02. 06 任期が6か月以上のため支給対象

（基準日時点で6か月以上の任期があれば支給対象となる。）

② 基準日前1か月以内に退職した者で、退職時点で、同一会計年度において6か月以上任用されていたもの又は退職日の6か月前から引き続き任用があった者

2 期末手当期間率の確認方法について

別紙1「6月期末手当期間率確認票」に記載されている職員の期間率を確認してください。

なお、確認方法については別紙2「6月期末手当期間率確認票（確認方法）」を御覧ください。

3 期末手当期間率の修正報告について

- ・ 別紙1を確認した結果、相違があった場合は、別紙1を直接修正し、メールで報告してください。（相違がない場合は、回答不要です。）
- ・ 修正箇所を明らかにするため、修正箇所のセルを黄色で着色の上、報告してください。
- ・ ファイル名は変更しないようお願いいたします。
- ・ 修正報告を元に、県費事務担当で追給又は戻入を行います。

提出先：a6660-07@pref.saitama.lg.jp

4 報告期限

令和2年7月28日（火） ※期限厳守をお願いいたします。

5 注意事項

- ・ 既に配信している明細について、表記上計算が合わない職員がありますが、別紙3「同一校・同一任用形態で複数の発令がある会計年度任用学校職員の期末手当について」のとおり計算をしていますので、確認をする際は参考としてください。
- ・ 令和元年12月2日以降に常勤職員（再任用職員、任期付職員を含む。以下、同様とする。）として在職していた期間は、前歴として通算されます。
また、会計年度任用（学校）職員としての在職期間は通算されますが、非常勤職員としての在職期間は通算されません。
- ・ 通算できる常勤職員の前歴がある会計年度任用学校職員であっても、基準日現在、会計年度任用学校職員の他に常勤職員として期末手当の支給対象となっている場合は、会計年度任用学校職員の在職期間に常勤職員としての前歴は通算しません。（常勤職員の在職期間に通算します。）
- ・ 会計年度任用学校職員として複数の発令がある職員で、通算できる前歴がある職員については、いずれか1つの発令にのみ前歴を通算します。（それぞれの発令で期末手当を計算した結果、最も職員に有利となる発令に通算します。）
- ・ 埼玉県外（国、他県、市町村等）における任用は通算しません。
- ・ 前歴を確認する際は、直接、職員に確認する等、確実な方法を採用してください。
- ・ 期間率の計算方法は常勤職員と同様です。
（期間が2以上ある場合は、在職期間ごとに期間を計算し、合算します。日を月に換算する場合は、30日をもって1月とします。）

担 当：県費事務担当 亀山

電 話：048-825-0010

FAX：048-825-0013

E-mail：a6660-07@pref.saitama.lg.jp

6月期末手当期間率確認票（確認方法）

学校名	川口市立本町小学校	学校コード	40800
-----	-----------	-------	-------

令和2年度会計年度任用学校職員の職											
① 職員番号	氏名	任用形態	前歴①			前歴②			期間率		
			所属コード	任期（始）	任期（終）	所属コード	任期（始）	任期（終）			
M00000	教職 太郎	小人数指導非常勤講師	50863	R1. 12. 2	R2. 3. 31				5	28	0.8
M00001	教職 花子	初任者非常勤講師（機関研修）							1	0	0.3
M00002	教職 次郎	初任者非常勤講師（機関研修）	50863	R1. 12. 2	R2. 3. 31				1	0	0.3
M00003	教職 良子	初任者非常勤講師（機関研修）							0	2	0.3
確認欄											
②											
③											

令和2年度常勤職員の職			
職員番号	氏名	任用形態	所属
M00002	教職 次郎	再任用（旧24時間）	40801
R2. 4. 1			

【注意】

- ①1人の会計年度任用学校職員について複数の発令がある場合は、その内1つの発令のみに前歴を通算します。（それぞれの発令で期末手当を計算した結果、最も職員が有利となる発令に通算します。）
- ②複数校に発令されている場合は、他校での発令に前歴が通算されている場合もありますので、確認の際には御留意ください。
- ③会計年度任用学校職員以外に常勤職員としての職もある職員については、常勤職員としても期末手当が支給されます。
- ④通算できる常勤職員としての前歴がある会計年度任用学校職員であっても、常勤職員としても期末手当の支給対象となっていない場合は、当該前歴は常勤職員として受給する期末・勤労手当の在職期間に通算されません。
- ⑤在職期間、期間率の計算方法は、常勤職員と同じです。

① 基準日（6月1日）時点に在職し、かつ任期が「6月以上」の職員が表示されているか確認をします。

同一校、同一任用形態の発令が複数ある職員については、一行にまとめてあります。（期末手当は発令毎に計算しています。）

（例）初任者指導（機関研修） 発令1：R02.05.03 ～ R03.02.06 発令2：R02.05.10 ～ R03.02.13 → R03.02.13と表示されています。

② 直接、職員に前歴を確認する等、確実な方法で前歴を確認します。

当該発令に係る期末手当の在職期間に前歴を通算していない場合は、任期は空欄で、「前歴職名」欄に「通算前歴なし」と表示されています。

※「任期（始）」は、12月1日以前から任期のある発令については、12月期末手当の基準日（12月1日）の翌日が任期開始日となっています。

③ 期間率を確認します。

（例）教職 太郎

会計年度任用学校職員としての在職期間：R02.04.05～R02.06.01（基準日まで） → 1月28日 …ア

再任用（旧16時間）としての在職期間：R01.12.02～R02.03.31 → 3月30日 …イ

在職期間 = ア + イ = 4月58日（30日をもって1月と換算） → 5月28日 …右表に当てはめ、「5か月以上6か月未満」となるため、期間率は「80/100」

④ 基準日（6月1日）時点に会計年度任用学校職員以外の職にある職員が表示されますので、必ず、職員本人に確認をしてください。

（本例では、通算できる常勤職員としての前歴がありますが、当該前歴は会計年度任用学校職員の在職期間には通算せず、再任用職員（旧24時間）の在職期間に通算します。従って、本例の場合では、教職次郎の会計年度任用学校職員としての在職期間は5/3～6/1の30日（=1月）となり、期間率は30/100（=0.3）となります。

期末手当の期間率

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

同一校・同一任用形態で複数の発令がある
会計年度任用学校職員の期末手当について

令和2年6月24日に会計年度任用職員システム（以下、システム）で期末手当の明細を配信したところです。

会計年度任用学校職員の期末手当は、発令毎に算出し、支給することとなっています。

しかし、同一校・同一任用形態で複数の発令がある職員については、システム上、当該発令を区別することができないため、複数の発令を1つの発令として報酬を計算しています。そのため、期末手当の自動計算の結果、必ずしも正しい支給額になるとは限らない状態です。

そこで、県費事務担当で再計算し、支給額を調整いたしました。それに伴い、明細に記載されているとおり計算しても、支給額と一致しないことがあります。

つきましては、調整の対象となる代表的な発令パターンを下記のとおりお知らせしますので、確認の際の参考としてください。

記

【会計年度任用職員の期末手当の計算方法について】

○期末手当の計算方法

$$\text{期末手当額} = \text{期末手当基礎額} \times \text{支給月数} \times \text{期間率}$$

○期末手当基礎額

$$\text{基礎額} = \text{日額報酬} \times \text{基準日前6か月間の実勤務日数} \div \text{勤務月数}$$

○勤務月数

- ・基準日前6か月間における基準日の職と同一の職に係る勤務月数
- ・月数の計算は、応当日で行う。
- ・期間に1か月未満の端数がある場合は、任期中の日数（週休日、祝日を含む。）を数え、1か月を30日で換算して月数を算出する。

【例】初任者研修代替（指導教員） R02.04.05 ～ R03.03.20 経過措置対象

4月報酬：117,600円（1日6時間勤務×7日勤務）

5月報酬：100,800円（1日6時間勤務×6日勤務）

勤務月数： 1か月 + 27日 ÷ 30日 = 1.9月
(4.5～5.4) (5.5～5.31)

基礎額：(117,600+100,800) ÷ 1.9月 = 114,947(端数切捨て)

【パターン1】

発 令 1 : 初任者研修代替 (機関研修) R02. 05. 03 ~ R03. 02. 06

発 令 2 : 初任者研修代替 (機関研修) R02. 05. 03 ~ R03. 02. 06

→システムに表示される任用期間「R02. 05. 03 ~ R03. 02. 06」

在職期間 : 「R02. 05. 03~R02. 06. 01」 = 30 日 → 1 月 (通算できる前歴なし)

期 間 率 : 0.3

経過措置 : 対象外

勤務日数 : 発令 1 で 2 日 (14 時間)

発令 2 で 2 日 (14 時間)

○ システム上の計算

- ・ 日 額 = 16,992 円 (1 日 7 時間勤務)
- ・ 勤 務 月 数 = 0 か月 + 29 日 ÷ 30 日 = 0.96666...月
- ・ 期末手当基礎額 = (16,992 円 × 4 日) ÷ 0.96666...
= 70,311 円 (1 円未満切捨て)
- ・ 期 末 手 当 額 = 70,311 円 × 1.3 (支給割合) × 0.3 (期間率)
= 27,421 円 (1 円未満切捨て)

○ 再計算結果

- ・ 日 額 = 16,992 円 (1 日 7 時間勤務)
- ・ 勤 務 月 数 = 【発令 1】 0 か月 + 29 日 ÷ 30 日 = 0.9666...月
【発令 2】 0 か月 + 29 日 ÷ 30 日 = 0.9666...月
- ・ 基 礎 額 = 【発令 1】 (16,992 円 × 2 日) ÷ 0.9666...
= 35,155 円 (1 円未満切捨て) . . . ①
【発令 2】 (16,992 円 × 2 日) ÷ 0.9666...
= 35,155 円 (1 円未満切捨て) . . . ②
- ・ 期 末 手 当 額 = 【発令 1】 ① × 1.3 (支給割合) × 0.3 (期間率)
= 13,710 円 (1 円未満切捨て) . . . ③
【発令 2】 ② × 1.3 (支給割合) × 0.3 (期間率)
= 13,710 円 (1 円未満切捨て) . . . ④
③ + ④ = 27,420 円

○ 明細表示

令和 2 年 6 月期分 期末手当支給明細書

氏 名	教職 太郎				番 号	M00000	
期末手当							支給総額
27,420							27,420
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税		差引支給額
				27,420	834		26,586

(内訳)

学校コード	学校名	任用種類	期末手当基礎額	支給月数	期間率	期末手当額
20R00	教職小学校	A011	70,311	1.3	0.3	27,420

70,311×1.3×0.3=27,421円ですが、「期末手当額」には
県費事務担当で再計算した額が記載されています。

※ 振込口座を解約する場合、婚姻等により口座や名義の変更をする場合には、事前に校内の担当者へ申し出てください。

※ 複数発令のある職員で通算できる前歴がある場合は、いずれか1つの発令に前歴を通算して期間率を算出しています。

※ 同一校で同一任用形態の発令が複数ある職員については、期末手当は発令毎に計算しますので、確認の際は、端数にご注意ください。

【パターン2】

発 令 1 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.03 ~ R03.02.06

発 令 2 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.10 ~ R03.02.06

→システムに表示される任用期間「R02.05.03 ~ R03.02.06」

※ 2つの発令を1つの発令として表示するため、任用期間は任期の早い発令の方に合わせてあります。

在職期間 : 「R02.05.03~R02.06.01」=30日→1月 (通算できる前歴なし)

期 間 率 : 0.3

経過措置 : 対象

勤務日数 : 発令 1 で 2 日 (14 時間)

発令 2 で 2 日 (14 時間)

○ システム上の計算

- ・ 日 額=19,600 円 (1 日 7 時間勤務)
※2,800 円×7 時間
- ・ 勤 務 月 数= 0 か月 + 29 日 ÷ 30 日 = 0.96666...月
- ・ 期末手当基礎額=(19,600 円 × 4 日) ÷ 0.96666...
=81,103 円 (1 円未満切捨て)
- ・ 期 末 手 当 額=81,103 円 × 1.3(支給割合) × 0.3 (期間率)
=31,630 円 (1 円未満切捨て)

○ 再計算結果

- ・ 日 額=19,600 円 (1 日 7 時間勤務)
 $\times 2,800 \text{ 円} \times 7 \text{ 時間}$
- ・ 勤 務 月 数=【発令 1】0 か月 + 29 日 $\div$ 30 日 = 0.9666…月
 【発令 2】0 か月 + 22 日 $\div$ 30 日 = 0.7333…月
- ・ 基 礎 額=【発令 1】(19,600 円 $\times$ 2 日) $\div$ 0.9666…
 =40,551 円 (1 円未満切捨て) ……①
 【発令 2】(19,600 円 $\times$ 2 日) $\div$ 0.7333…
 =53,454 円 (1 円未満切捨て) ……②
- ・ 期 末 手 当 額=【発令 1】① $\times$ 1.3 (支給割合) $\times$ 0.3 (期間率)
 = 15,814 円 (1 円未満切捨て) ……③
 【発令 2】② $\times$ 1.3 (支給割合) $\times$ 0.3 (期間率)
 = 20,847 円 (1 円未満切捨て) ……④
 ③ + ④ = 36,661 円

○ 明細表示

令和 2 年 6 月期分 期末手当支給明細書

氏 名	教職 太郎			番 号	M00000		
期末手当							支給総額
36,661							36,661
健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税		差引支給額
				36,661	1,122		35,539

(内訳)

学校コード	学校名	任用種類	期末手当 基礎額	支給月数	期間率	期末手当額
20R00	教職小学校	A011	81,103	1.3	0.3	36,661

81,103 $\times$ 1.3 $\times$ 0.3 = 31,630 円ですが、「期末手当額」(には
 県費事務担当で再計算した額が記載されています。

※ 振込口座を解約する場合、婚姻等により口座や名義の変更をする場合には、事前に校内の担当者へ申し出てください。

※ 複数発令のある職員で通算できる前歴がある場合は、いずれか 1 つの発令に前歴を通算して期間率を算出しています。

※ 同一校で同一任用形態の発令が複数ある職員については、期末手当は発令毎に計算しますので、確認の際は、端数にご注意ください。

【パターン3】

発 令 1 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.03 ~ R03.02.06

発 令 2 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.03 ~ R03.02.06

在職期間 : 「R02.05.03~R02.06.01」=30日→1月 (通算できる前歴あり)

前 歴 : 再任用職員「R01.12.02~R02.03.31」=3月30日→4月

期 間 率 : 0.8 (1月+4月=5月)

※通算できる前歴があり、発令が複数ある場合は、期末手当を計算した結果、最も職員が有利となる発令にのみ通算します。

経過措置 : 対象外

勤務日数 : 発令1で2日 (14時間)

発令2で2日 (14時間)

○ システム上の計算

- ・ 日 額=16,992円 (1日7時間勤務)
 - ・ 勤 務 月 数= 0か月 + 29日 ÷ 30日 = 0.96666…月
 - ・ 期末手当基礎額= (19,600円 × 4日) ÷ 0.96666…
=70,311円 (1円未満切捨て)
 - ・ 期 末 手 当 額=70,311円 × 1.3(支給割合) × 0.8(期間率)
=73,123円 (1円未満切捨て)
- ※システムで計算をすると2つの発令の両方ともに在職期間「0.8」を適用して計算してしまいます。

○ 再計算結果

- ・ 日 額=16,992円 (1日7時間勤務)
- ・ 勤 務 月 数=【発令1】0か月 + 29日 ÷ 30日 = 0.96666…月
【発令2】0か月 + 29日 ÷ 30日 = 0.96666…月
- ・ 基 礎 額=【発令1】(16,992円 × 2日) ÷ 0.96666…
=35,155円 (1円未満切捨て) . . . ①
【発令2】(16,992円 × 2日) ÷ 0.96666…
=35,155円 (1円未満切捨て) . . . ②
- ・ 期 末 手 当 検 算=【発令1】① × 1.3(支給割合) × 0.8(期間率)
=36,561円 (1円未満切捨て) . . . ③
① × 1.3(支給割合) × 0.3(期間率)
=13,710円 (1円未満切捨て) . . . ④
③ - ④
=22,851円 . . . ⑤
【発令2】② × 1.3(支給割合) × 0.8(期間率)

=36,561 円 (1 円未満切捨て) . . . ⑥

② × 1.3 (支給割合) × 0.3 (期間率)

=13,710 円 (1 円未満切捨て) . . . ⑦

⑥ - ⑦

=22,851 円 . . . ⑧

- ・ 通算有利判定=⑤と⑧を比較し、額の多くなる方の発令に前歴を通算
※本パターンは、差がないためどちらに通算しても可。

- ・ 期末手当額= ③ + ⑦

=50,271 円

○ 明細表示

令和 2 年 6 月期分 期末手当支給明細書

氏 名	教職 太郎	番 号	M00000			
期末手当						支給総額
50,271						50,271
健康保険料	介護保険料	厚生年金 保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	差引支給額
				50,271	5,132	45,139

(内訳)

学校 コード	学校名	任用種類	期末手当 基礎額	支給月数	期間率	期末手当額
20R00	教職小学校	A011	70,311	1.3	0.8	50,271

70,311 × 1.3 × 0.8 = 73,123 円ですが、「期末手当額」には
県費事務担当で再計算した額が記載されています。

※ 振込口座を解約する場合、婚姻等により口座や名義の変更をする場合には、事前に校内の担当者へ申し出てください。

※ 複数発令のある職員で通算できる前歴がある場合は、いずれか 1 つの発令に前歴を通算して期間率を算出しています。

※ 同一校で同一任用形態の発令が複数ある職員については、期末手当は発令毎に計算しますので、確認の際は、端数にご注意ください。

【パターン 4】

発 令 1 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.03 ~ R03.02.06

発 令 2 : 初任者研修代替 (機関研修) R02.05.10 ~ R03.02.13

→ システムに表示される任用期間「R02.05.03 ~ R03.02.13」

※ 2 つの発令を 1 つの発令として表示するため、任用の始期は
早い方の発令、終期は遅い方の発令が表示されます。

在職期間 : 「R02.05.03 ~ R02.06.01」 = 30 日 → 1 月 (通算できる前歴あり)

「R02.05.10 ~ R02.06.01」 = 22 日 (通算できる前歴あり)

前 歴 : 臨時的任用職員「R02.01.15 ~ R02.03.31」 = 2 月 17 日

期 間 率 : 0.6 (いずれも 3 月以上 6 未満)

※通算できる前歴があり、発令が複数ある場合は、期末手当を計算した結果、最も職員が有利となる発令に通算します。

経過措置：対象（臨免）

勤務日数：発令 1 で 1 日（7 時間）

発令 2 で 2 日（14 時間）

○ システム上の計算

- ・ 日 額 = 15,400 円（1 日 7 時間勤務）
 $\times 2,200 \text{ 円} \times 7 \text{ 時間}$
- ・ 勤 務 月 数 = 0 か月 + 29 日 $\div$ 30 日 = 0.96666…月
- ・ 期末手当基礎額 = (15,400 円 $\times$ 3 日) $\div$ 0.96666…
 = 47,793 円（1 円未満切捨て）
- ・ 期 末 手 当 額 = 47,793 円 $\times$ 1.3（支給割合） $\times$ 0.6（期間率）
 = 37,278 円（1 円未満切捨て）
 ※システムで計算をすると 2 つの発令の両方ともに在職期間「0.6」を適用して計算してしまいます。

○ 再計算結果

- ・ 日 額 = 15,400 円（1 日 7 時間勤務）
- ・ 勤 務 月 数 = 【発令 1】0 か月 + 29 日 $\div$ 30 日 = 0.9666…月
 【発令 2】0 か月 + 22 日 $\div$ 30 日 = 0.7333…月
- ・ 基 礎 額 = 【発令 1】(15,400 円 $\times$ 1 日) $\div$ 0.9666…
 = 15,931 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ①
 【発令 2】(15,400 円 $\times$ 2 日) $\div$ 0.7333…
 = 42,000 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ②
- ・ 期 末 手 当 検 算 = 【発令 1】① $\times$ 1.3（支給割合） $\times$ 0.6（期間率）
 = 12,426 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ③
 ① $\times$ 1.3（支給割合） $\times$ 0.3（期間率）
 = 6,213 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ④
 ③ - ④
 = 6,213 円 ・ ・ ・ ⑤
 【発令 2】② $\times$ 1.3（支給割合） $\times$ 0.6（期間率）
 = 32,760 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ⑥
 ② $\times$ 1.3（支給割合） $\times$ 0.3（期間率）
 = 16,380 円（1 円未満切捨て） ・ ・ ・ ⑦
 ⑥ - ⑦

$$=16,380 \text{ 円}$$

$$\dots \textcircled{8}$$

- ・通算有利判定＝⑤と⑧を比較し、額の多くなる方の発令に前歴を通算

※本パターンは、⑤<⑧のため発令2に通算します。

- ・期末手当額＝④＋⑥

$$=38,973 \text{ 円}$$

○ 明細表示

令和 2年 6月期分 期末手当支給明細書

氏 名	教職 太郎			番 号	M00000	
期末手当						支給総額
38,973						38,973
健康保険料	介護保険料	厚生年金 保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	差引支給額
				38,973	3,979	34,994

(内訳)

学校 コード	学校名	任用種類	期末手当 基礎額	支給月数	期間率	期末手当額
20R00	教職小学校	A011	47,793	1.3	0.6	38,973

47,793 × 1.3 × 0.6 = 37,278円ですが、「期末手当額」には
県費事務担当で再計算した額が記載されています。

※ 振込口座を解約する場合、婚姻等により口座や名義の変更をする場合には、事前に校内の担当者へ申し出てください。

※ 複数発令のある職員で通算できる前歴がある場合は、いずれか1つの発令に前歴を通算して期間率を算出しています。

※ 同一校で同一任用形態の発令が複数ある職員については、期末手当は発令毎に計算しますので、確認の際は、端数にご注意ください。